

令和3年(ネ)第83号放送法遵守義務確認等請求控訴事件

控訴人ら 宮内正厳 外109名

被控訴人 日本放送協会

## 意見陳述書

2021年6月29日

大阪高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 星 雄 介

長井暁氏の証人採用に関し、以下のとおり意見を述べます。

1 長井氏は、NHKの元職員で、NHK在籍時は、ディレクターや番組制作局チーフプロデューサーとして、番組制作などをされておりました。

退職後は、東京大学大学院総合文化研究科客員准教授などを歴任し、現在は学習院大学非常勤講師を務めております。

2 長井氏は、NHKの報道番組が、時の政権から干渉を受けて、政治的公平が歪められた事実や、公共放送のあり方を論じた「意見書」（甲442の1）を作成しております。当該意見書では、長井氏がデスクをしていた2001年1月に、ETV2001「シリーズ 戦争をどう裁くか 第2回 問われる戦時性暴力」という番組が、政治家の圧力により放送現場の反対を押し切って2度にわたって改変された出来事や、長井氏が退職後に関心を抱いて取材した、かんぽ保険不正を取り上げた番組の放送延期間題や、東京オリンピックを遮二無二開催しようとする政府方針を後押しするかなのような放送を、NHKが繰り返していることなどについて詳細に論じておられます。

3 ところで、原判決は、控訴人らの確認請求の訴えについて、確認の利益を否定しており、この点について控訴人らは控訴趣意書等で反論を行っているところで

すが、確認の利益の有無を判断するに際して、その前提として、長井氏が指摘するような、NHKによる数々の放送法違反の実態を正確に把握することは極めて重要な意味を持つというべきです。意見書の内容を単に文章で把握するだけでなく、長井氏が実際に体験した事実や、取材活動によって明らかとなった生の事実を、法廷で証言をしていただくことによって、それぞれの事実をより詳細かつ具体的に理解することが可能になるのでありますから、是非とも長井氏を証人として採用するべきだと考えます。

以上